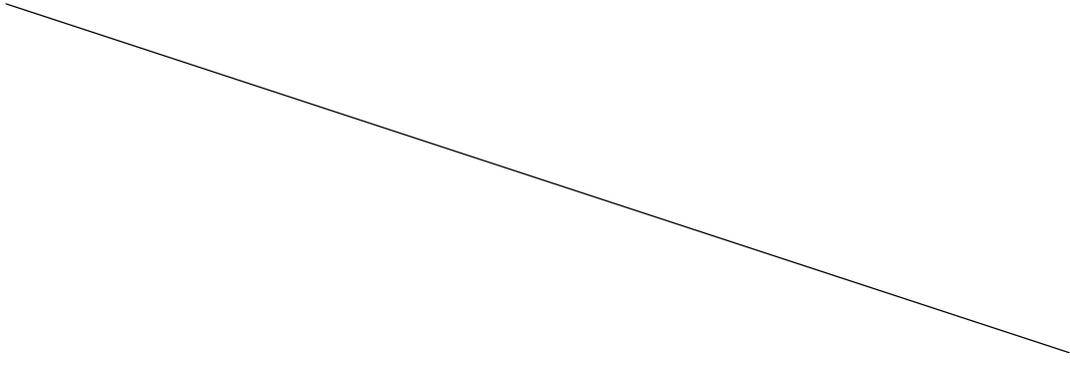


# 審査基準

令和6年12月13日作成

法令名：風俗営業等適正化法
根拠条項：第9条第1項
処分の概要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）：福井県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等適正化法第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第4条第2項第1号（構造及び設備の技術上の基準）、第9条第2項（承認の基準） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条第1号～第3号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第7条（構造及び設備の技術上の基準）、第19条（変更の承認の申請）
審査基準： 
標準処理期間： 申請に係る営業所の実態調査を行った日から10日
申請先： 営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問合せ先： 福井県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 電話0776-22-2880
備考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和6年6月27日警察庁生活安全局）第12の8及び第17の1を参照すること。